【裏面】

誓　約　書

令和　　年　　月　　日

あきる野市長　殿

申請者　住　所

氏　名

(電話番号　　)

あきる野市合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱により、浄化槽を設置するにあたり、補助金交付要綱の目的である「生活排水による公共用水域の水質汚濁の防止」のため、浄化槽法に基づく以下の事項の遵守及び浄化槽の適切な維持管理を行うことを誓約します。

１　法定検査を実施すること（浄化槽法第７条、第１１条）

東京都知事指定検査機関（公益財団法人東京都環境公社）が実施する浄化槽の設置状況、日頃の維持管理状況（保守点検や清掃の状況）に関する検査を受けます。

設置後の検査の結果については、あきる野市に報告するとともに、不備が認められた場合は改善結果を報告します。また、その後の法定検査についてもあきる野市から検査結果を求められた場合には、その写しを提出します。また市が東京都知事指定検査機関等に対し、その照会を行うことについて同意します。

【法定検査】
浄化槽法　第７条：設置後の検査（使用開始３か月後の日から５か月間以内に実施）
浄化槽法第１１条：年１回の定期検査

２　保守点検を実施すること（浄化槽法第８条、第１０条）

浄化槽の点検・調整・簡易な補修、清掃時期の判断、消毒剤の補充などを行う保守点検について、都知事の登録を受けた保守点検業者と契約し実施します。
(浄化槽の処理対象人員が２０人以下は４ヶ月に１回以上、２１人以上は３ヶ月に１回以上実施)

３　清掃を実施すること（浄化槽法第９条、第１０条）

浄化槽の汚泥を引抜く清掃作業を市指定業者に委託し、毎年１回以上行います。

４　下水道への接続について

公共下水道の共用が開始された場合には、すみやかに公共下水道に接続します。

【表面】

浄化槽設置補助を受けられる方へ

あきる野市長

あきる野市合併処理浄化槽設置事業補助金申請時の誓約書について

浄化槽法には、浄化槽が設置された場合に、その設置者が行わなければならない法的義務が定められています。（詳しくは裏面参照）

あきる野市合併処理浄化槽設置事業補助金を申請される時に、浄化槽法の遵守及び適正な管理をする旨の誓約書を提出していただきます。

これは補助の目的が「生活排水による公共用水域の水質汚濁の防止」であり、その達成には浄化槽の適正な維持管理が求められているためです。

なお、設置にあたり不適正な施工、又は法定検査未受検など法令等の違反があった場合には、あきる野市合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱第１２条及び第１３条に基づき、補助金の返還など求めることもありますので、ご理解、ご協力お願いいたします。

あきる野市合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱　一部抜粋

（決定の取消し）

第１２条　市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）　偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

（２）　補助金を他の用途に使用したとき。

（３）　この要綱又は交付の条件に違反したとき。

（補助金の返還）

第１３条　市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じなければならない。